

✿ 貨物概要

人造纖維製メリヤス編物から成るキャミソール

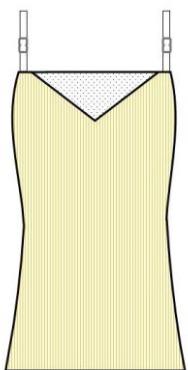
性 状：人造纖維製メリヤス編物から成るキャミソール

胸部から背面の生地を二重にし、胸部にモールドカップが縫製されている

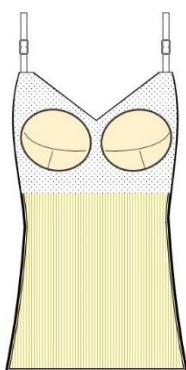
調節可能な肩紐を有する

用 途：肌着として着用

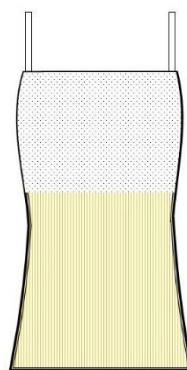
【正面表側】



【正面裏側】



【背面裏側】



✿ 分類

関税率表第 6109. 90 号（統計番号 6109. 90-200）

✿ 分類理由

本品は、キャミソールの裏側に、胸部周囲から背中にかけて伸縮性のある生地を使用し、胸部にモールドカップが縫製されているものの、胸部下部を支える構造ではなく、胸部をサポート（補整）する機能を有するとは認められることから、ブラジャーに類する製品として関税率表第 62. 12 項には分類されず、上記のとおり分類されます。

(参考) 関税率表第 62. 12 項のポイント

関税率表第 62. 12 項は「ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）」と規定されており、同項の関税率表解説には、「この項には、体をサポートする衣類又はその他のある種の衣類をサポートするために着用する製品及びその部分品を含む」と記載されています。

す。このうち「体をサポートする衣類」とは、身体のシルエットを美しく整える機能（補整機能、ファンデーション機能）を有すると認められる衣類と解釈されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）